(仮称) 対馬市市民基本条例(案) における地域との意見交換会

日 時:8月30日(火) 午後7時30分から午後9時まで

場 所:豐玉地区文化会館

出席人数:34人

(市民:19人、検討委員会委員:7名、ワーキング部会員:4名、事務局:4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

○ この条例ができなければ、どういったデメリットがあるのか教えて欲しい。

(事務局) この条例を作らないことにより、まちづくりの基本となる決まりごとができず、これが認識できないことによりまちづくりが遅れていく。逆に、条例を作ることにより、市民やNPO等の組織からもまちづくりに参画しやすくなる。行政側からの施策の情報についても、利用しやすい方向へと提供の仕方が変わってくるものと考えられる。また、この条例内にて公募について共通のルールを定めたことにより、その他の条例に基づく公募等についても影響を及ぼしてくるものと考えられる。

- この条例の内容は、全て制度化されているものなのか。
 - (事務局)制度化されている部分もあるが、新しく盛り込んだものもある。また、これまで 運用で行われていたものについて、明文化したものもある。
- 細則は作る予定なのか。

(事務局) 今のところ、この条例についての細則・規則の作成予定はない。

- 地域マネージャー制度とこの条例の整合性はあるのか。地域マネージャー制度が普及 していないのにこの条例が必要なのか。
 - (事務局) 地域マネージャー制度を発展させたものの一部がこの条例だと考えている。地域 マネージャー制度は、普及しているところとそうでないところの差は大きい。それ については認識しているが、協働についてのルールが今までなかった。ルールを作 らないと、次の段階へ進めないため、今回の条例を作ることにより制度化したい。
- 実際、自分の地区の地域マネージャーも知らない状況であり、知る機会もないし、活動内容も分からない。この3年間の取り組みや実績を教えてほしい。
 - (事務局)活動内容や実績には地域差がある。情報は発信しており、自分の地区のこともそ うだが他所の地区についても知ってほしい。

《条例(案)に対する意見等》

○ 今日のように市民の集まりが悪いということは、それだけ関心がないということでは ないか。人が集まりたくなるような施策を考えてほしい。

- 意見が出ないということを、役所の人間がどうとらえるか。また、地域マネージャー制度の普及の格差をどうとらえるのか。それぞれの地区には区長がいるが、それで十分ではないか。自分の地区の地域マネージャーは、顔見せ程度にしか来なかった。条例の名前についても"市民参画条例"のような分かりやすいもののほうがよいのではないか。県下では対馬市が最初に取り組んでいると言われたが、同一県内の他市町が条例を制定するときに参考にすることも考えられる。後からできるものの参考になるよう、不服のない条例へ作り上げたいと思う。
- どうしてこんな条例が必要なのか、わかりました。



